

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第48号 平成17年度長井市 一般会計補正予算第1号についての 質疑

小関勝助委員長 まず、議案第48号の1件について。

ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 先ほどから総括質疑して、藤原委員の総括質疑も聞いて、よほどわかりました。4ページの事務管理公社運営費補助金2,239万9,000円。わからないところが1点あります。質疑してもわからなかったのは、この消費税について責任があるのはだれかと。ここを総務課長、お聞かせください。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 責任につきましては、市長が先ほど来申し上げているとおりだというふうに思っております。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、原因をつくった当時のところが責任があると、こういう確認ですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 繰り返しになりますが、市長が申し上げたとおりでございます。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、この議案の提案者である市長は責任がないということになりますか、市長。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 この今の最後のお話、議案の提案者に対する責任は私があります。しかし、この問題に関しては、原因と、原因が起こって結果が起こったわけですから、原因は主としてこちらだと。それを改革するのが私の責任だというふうに申し上げておるわけであります。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 運営費補助金の内訳の消費税分、消費税並びに無申告課税分、延滞税分、このすべては原因をつくった当時の首長に責任があると、こういう考え方ですか。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何度も繰り返しておりますが、こういった事態を処理をして改革をするという意味で、これを最終的に税務署と総務課長なり税務課長がやりとりをして庁議等でも話をしましたが、それはこれでよしと。それで、議会にもご提案をしなければいけないというふうにつくったのは私であります。しかし、この問題についての責任、責任と常に言われますが、それは申し上げましたように、当時の私は判断ミスが大きかったらうというふうに思いますから、そういったところにも感じていただかなければいけないと。それが一番大きいと思っております。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 結局はここは民間委託なんですよ。民間なんです、この組織は。

(「民間じゃない」の声あり)

17番 蒲生吉夫委員 なぜ民間じゃないんですか、これ。

(「そこが一番違うじゃなくて、それは総括でやっているだろう。細部の話だからね」の声あり)

17番 蒲生吉夫委員 民間の組織ですから、(「違う」の声あり)

17番 蒲生吉夫委員 違うじゃない。私は民間の組織ですから、義務免が出たんでしょと。

これをするとき、いわゆる公務員としての仕事をしなくとも、こっちの仕事をしてもいいぞという免除を出しているんですよ、昭和61年に。これは民間の職場、任意団体ですから、法律的に。

それでは、お聞きいたしますが、総務課長、年度ごとの消費税の責任はだれにありますか。年度ごとにありますね。12年、13年、14年、15年、16年、この金額、トータルの一番右の欄、この責任はそれぞれだれにありますか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 今回の消費税につきましては、加算税と延滞税があります。これにつきましては、期限後の申告及び納税に係る分の附帯税というふうなことでございまして、ここの部分にかかわりましての責任、損害というふうな部分については、認識しておりません。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 認識しておりますということは、理事長に責任がある、

(「おりません」の声あり)

17番 蒲生吉夫委員 私はもともとこの任意団体という組織そのものが、人格のない法人、これを法的には民間ではないんですか。市長、そこを教えてください。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは、まず申し上げますが、総括質疑でもう議論されたことですから、時間の中で、これは細部ですかとまず申し上げたいが、お答えしますよ。さっきもお答えしましたから。昭和61年に本庁舎の清掃員と斎場職員の待遇改善等をしたときは、趣旨は十分に民間という話であります。民間にできたんですから。しかし、それ以降どんどんどんふえて、しかもそれまでも一たん長井方式で民間に出したのを今度は定時補助職員にして、さらに待遇をよくするために事務管理公社職員にしたというのは、むしろ官に戻すためではないですかと。

そういうご質問の趣旨の方もいらっしゃる。だから、私は今の事務管理公社というのは、単なる民間ではないと。株式会社にすればすぐ済むみたいな話をしますけれども、とんでもない話だと私は思っています。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 あなたに質問したのは、この組織は法的に民間ですかと。法的に民間かと聞いたんですよ。そうでないというなら、そうでないようなきちっと法律を出してください。法律的に民間であれば、民間の職場の代表が責任があるんでしょう。そうじゃないですか。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは何度も申し上げておりますように、性格が変わってきたんですから。その性格を変えた人が、結局3,000万円も超えてしまって、そして原因になったんですよというんです。そこをどういうふうにあなたはお考えなんですか。

それから、当初はどうか知りませんが、民間か民間でないかなんていうのは、非常に境界線がさまざまですが、定時補助職員をさらに公社職員にするということは、民間ではないでしょう、これは。官の論理ではないですか。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 総括的にするつもりはありませんが、私が聞いているのは、法的に民間かそうでないかと。これだけですから、総務課長、わかりますか。この団体は法律的に民間ですか、それとも公共の団体ですかと。二つに一つを選べと言っているわけだから、何も総括的でも何でもなし。それぞれの年度ごとの消費税の責任は、その法律に基づく責任が発生するんじゃないですかと私はこういうふうに言っているんで、そんなにいっぱい答えてほしくないんですか。官なのか民なのか。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 あなたも法律に詳しいようです

が、我々も法律を勉強しているんです。民と官と白黒なんて決められないところが幾らでも領域はありますよ。しかし、官的な色彩を帯びた団体だというんです、これは。だから、これは改革しなければいけないということですよ。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 官の色彩が強いとかなんとかでなくて、法律的に官か民かという質問をしたわけだから、官であれば消費税かからないでしょう。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 消費税に関しましては、国、地方公共団体の一般会計以外につきましては課税事業者ということで消費税の対象というふうにお聞きしておりますから、その部分でいきますと、官であれ民であれ、消費税の課税事業者というふうなところは、そういうふうな事業者であるというふうになるというふうになっております。

(「この組織は官か民かどっちだ」の声あり)

平 進介総務課長 この税務署とのやりとりの中で確認したところがありますけれども、市の職員が役員等を行っている非営利団体であるというふうなところを申し上げました。この部分については、公益法人等であっても課税免税点を超えれば課税事業者であると。二つ目には、受託業務は市の公的業務のみであると。まさに官的なところを申し上げたところですが、公社の委託業務内容は非課税取引等に該当せずに課税対象取引であると。利益が発生していない。これに対しては、取引に対して課税するもので、収益の分は消費税に関して関係ないと。法人でなくて任意団体であると。人格のない社団であり、みなし法人に当たる。このみなし法人も含め、法人はすべて事業者であると。さらに、市の業務の代行であり、事業でないというふうな、先ほども藤原委員のところでも答弁申し上げま

したが、ここの部分については、対価を得てサービスを提供しており、実質的な請負、すなわち役務の提供であると。また、納税指導等が一度もなかったというふうなことも申し上げました。これについては、消費税は申告納税方式であり、賦課方式ではないと。また、組織形態・規模が酷似している県内の施設もあると、そういったところも納税していないと、この部分については、所轄の税務署から納税指導がなされる見込みであるというふうなところで、いずれも私たちの方で課税事業者という認識がなかったというところを申し上げたところですが、税務署の見解がそれぞれありまして、結果的に課税事業者というふうなところでありまして、官とか民とか、そういった区分での話はございません。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 消費税がかかるからどうだというふうに聞いているんでないんです。このいわゆる人格のない法人というのは、責任をどこも持たなくなる組織なんでないかというふうに思うの。だから、二つに一つ答えてくださいと言っているわけで、法律的にはどうですかと。これは民間の組織じゃないですかと。それについてだけ答えてください。イエスかノーだけ。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 だから、蒲生委員が言われるように、民間なら消費税がかかる、官なら消費税がかからない、どちらかにしろということ自体がそういうふうにはなっていないですよ。あなたの言っていることは間違いなんだから、そこは。民だからかかる、官だからかからないなんて。そうじゃないということはいっぱい言ったでしょう。官でも民でもなかなか難しい、白と黒と決められない、いろんなゾーンがあると。しかし、公的な業務もしている、役員も公務員だと。課長だと。これをあなたが民だ、民だと

言うから「違うよ」と。これを民だということは、私は社会常識で通らないことだと思う、それは。だから、これはそういうのには、あなたが言う民ではないと、こう言っているわけです。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 聞いたって話にならないようだから、公務員の職場でもあるんですよ、結構かかるところは。水道事業所がかかったりするでしょう。当たり前話です、そんなこと。だから、そんなことを聞いていないの。請負業者だよ、ここは。請負契約という契約書を出しているんじゃないですか。公共でやるんだったら、別にこんな契約をする必要はないんだ。市長と総務課長がわざわざつまらない文書をつくって。やらせの、とても。市長と総務課長で契約を結ぶ、そういう文書が参考資料として我々に出されてきたけれども、だけれどもそういうものではないでしょう。だから、こういう人格のない法人というのはだれが責任を持つんだというふうに言ったときに、原因をつくった人間だと、こういうふうに言うから、だったら年度ごとの消費税はだれが責任を持つんですかと聞いたわけでしょう。そうしたら、私は年度ごとの事務管理公社の役員、理事長以下、どこまで役員とするかわかりませんが、監事、事務局長までするか、理事、監事、事務局長まですれば、この人たちが責任を持たない組織をつくって、そして事業をやったんだと思います。だから消費税をこうやって賦課されても責任を持たないと。平気で途中で、だから市長はそういうふうな答えをするわけだ。自分には責任ないみたいな言い方をするわけだ。こんなので予算委員会通らないでしょう。

放ってきた。あなたがなってからでしょう、請求されている部分は。その前は脱税に成功したの、これ。脱税に成功しただけでしょう。時効による脱税が成功した。こういう扱いでしょう。この前は時効による脱税ですよ。ただ知ら

なかったからそうかもしれないけれども。あなたの答弁が問題だよ。責任の所在がだれかと言っても答えもしないで。答えてください、もう一回。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何度もあなたが言うように、これは民だと言うから、そうではないんだと言うんです。あなたは民だ、民だと言うから。民ではないというの。申し上げらみんなわかるでしょう。官の仕事をしてきたんだもの。そして、その官の人が役員なんだもの。これが民だなんて、これは普通の人が見たら、10人のうち半分は、民だなんて言う人は少ないよと。1人か2人いるかな。そういうぐらいのものです。法律上の解釈だってそうですよ。

そして、責任だ、責任だというなら、私の責任だというつもりらしいけれども、そのとき当時原因つくったそういう人たちの責任も認めたとの話ですかと、私はむしろ聞きたいね。

小関勝助委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第49号 平成17年度長井市 公共下水道事業特別会計補正予算第 1号についての質疑

小関勝助委員長 次に、議案第49号の1件について。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小関勝助委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第50号 平成17年度長井市 農業集落排水事業特別会計補正予算

第1号についての質疑

小関勝助委員長 次に、議案第50号の1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小関勝助委員長 質疑もないので、質疑を終わります。

議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号についての質疑

小関勝助委員長 次に、議案第51号の1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小関勝助委員長 質疑もないので、質疑を終わります。

以上で、各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

これより各会計補正予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議においてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し直ちに採決を行います。

まず、議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

小関勝助委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

小関勝助委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

小関勝助委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

小関勝助委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る22日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

閉 会

小関勝助委員長 予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時25分 閉会